

令和 7 年 7 月 1 5 日

○規則

小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

小田原市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例施行規則を廃止する規則

小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

[改正理由]

地方公務員災害補償法施行規則及び非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令が一部改正され、職員及び非常勤消防団員等が留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている場合には休業補償を行わないことが明確化されたことに伴い、本市の非常勤職員等の公務災害補償についてこれに応じた措置を講ずる等のため改正する。

[内 容]

1 休業補償を行わない場合の要件の明確化（改正規則第1条及び第2条関係）

次の規則について、休業補償を行わない場合の要件として留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている場合を明示することとする。

(1) 小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（第12条関係）

(2) 小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則（第7条の2関係）

2 その他（改正規則第3条関係）

規定を整備することとする。

[適 用]

公布の日

小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 5 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 3 1 号

小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則 (昭和 4 3 年小田原市規則第 2 9 号) の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 号中「拘置されている場合」の次に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

(小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正)

第 2 条 小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則 (昭和 4 4 年小田原市規則第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 1 号中「拘置されている場合」の次に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の一部改正)

第 3 条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 (令和 7 年小田原市規則第 4 号) の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、附則に次の 1 項を加える。

3 この規則の施行前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 6 7 号) 第 2 条の規定による改正前の刑法 (明治 4 0 年法律第 4 5 号。以下「旧刑法」という。) 第 1 2 条に規定する懲役 (以下「懲役」という。)、旧刑法第 1 3 条に規定する禁錮 (以下「禁錮」という。) 若しくは旧刑法第 1 6 条に規定

する拘留（以下「旧拘留」という。）の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対する第2条の規定による改正後の小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第12条第1号及び小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則第7条の2第1号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者はそれぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者はそれぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

消防職員委員会の組織及び運営の基準が一部改正され、消防職員委員会の会議の開催に関する事項が見直されたことに伴い、小田原市消防本部消防職員委員会における会議の開催時期等についてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

小田原市消防本部消防職員委員会の会議の開催時期等を次のように変更することとする。(第9条関係)

改 正 後	改 正 前
毎年度1回以上開催	毎年度の前半に1回開催することを常例とするとともに、必要に応じて開催

[適 用]

公布の日

小田原市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 5 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 3 2 号

小田原市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

小田原市消防本部消防職員委員会に関する規則（平成 8 年小田原市規則第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「の前半に 1 回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、開催する」を「1 回以上開催するものとする」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例施行規則を廃止する規則

[廃止理由]

小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例の廃止に伴い、小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例施行規則を廃止する。

[廃止年月日]

公布の日

小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例施行規則を廃止する規則をここに
公布する。

令和 7 年 7 月 1 5 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 3 3 号

小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例施行規則を廃止する規則
小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例施行規則（平成 7 年小田原市規則
第 7 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。